



◆ 問い合わせ
税務課課税班
☎(84) 1212



申告は
お早めに

申告相談地区割日程表

日 程	地 区 割
2月18日(木)	大総地区・東陽地区
2月19日(金)	横芝地区 (栗山・鳥喰以外) 南条地区
2月22日(月)	横芝地区 (栗山・鳥喰) 日吉地区
2月23日(火)	上堺地区・白浜地区
2月24日(水)	大総地区・東陽地区
2月25日(木)	横芝地区 (栗山・鳥喰以外) 南条地区
2月26日(金)	横芝地区 (栗山・鳥喰) 日吉地区
3月1日(月)	上堺地区・白浜地区

上記日程で都合の悪い方は、別日でも相談をお受けします。

譲渡所得のある方

平成21年中に土地や建物等の不動産をお売りになった方や株式等の資産をお売りになった方は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。

※譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。

町県民税における

住宅ローン控除制度

平成21年から25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から住宅借入金特別控除額を控除しきれなかった場合に控除残額を翌年度の町県民税から控除する制度が創設されました。

なお、この制度の適用を受けるための町への申告は不要ですが、所得税の確定申告または年末調整(初年度については確定申告)が必要になります。

税源移譲に伴う

住宅ローン控除制度

平成11年から18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、町または税務署への申告が

必要でしたが、平成22年度からこの制度の適用を受けるための申告は原則不要になります。

消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日まで

◎平成21年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- ・平成19年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成19年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成20年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

軽自動車の廃車・変更届を忘れずに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在の登録車両の所有者(または使用者)に課税されます。登録車両の廃車や譲渡をしたときは、早めに廃車または名義変更の手続きをしてください。また、引越し等で住所が変わったときも、車両の定置場所の変更手続きが必要となります。

◆手続き・問い合わせ

- 原動機付自転車・小型特殊自動車
税務課課税班 ☎84-1212
- 二輪の小型自動車・二輪の軽自動車
関東運輸局千葉運輸支局
☎050-5540-2022
- 軽自動車(乗用・貨物)
軽自動車検査協会千葉事務所
☎043-245-0163

◆問い合わせ

東金税務署
☎0475(52)3121

◎消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要があります。ですのでご注意ください。

◎2月16日(火)から3月15日(月)まで、町の申告相談会場でも消費税確定申告(簡易課税申告のみ)の受付を行います。